

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十四条の政令で定める金額を定める政令案 新旧対照条文

【目次】

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）【附則第二項関係】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）【附則第三項関係】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）【附則第二項関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十七号から第九十五号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一〇五十五 （略）</p> <p>五十六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十三条（同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による交付金</p> <p>五十七〇百九十五 （略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十六号から第九十四号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一〇五十五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五十六〇百九十四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三十六（略）</p> <p>三十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三十八 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の規定による特定公的給付の指定に関する事。</p> <p>三十九 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十・四十一（略）</p> <p>四十二 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。第十四条第十三号において同じ。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関する事。</p> <p>四十三〜五十（略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三十六（略）</p> <p>三十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三十八 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の規定による特定公的給付の指定に関する事。</p> <p>（新設）</p> <p>三十九・四十（略）</p> <p>四十一 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。第十四条第十二号において同じ。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関する事。</p> <p>四十二〜四十九（略）</p>

(企画調整課の所掌事務)

第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七 (略)

八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

九 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定による特定公的給付の指定に関すること。

十 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

十一～二十二 (略)

(企画調整課の所掌事務)

第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七 (略)

八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

九 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定による特定公的給付の指定に関すること。

(新設)

十～二十一 (略)